医療機器販売(貸与)業の許可・届出を希望される方へ

医療機器とは…人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは 動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等 (再生医療等製品を除く。)

医療機器は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)等で規制されています。(平成25年法律第84号により対価を得ずに貸与を行う行為についても、対価を得る賃貸と同様の規定があることを明確にするため、「貸与業」と改められました。)

有償・無償を問わず、医療機器を販売・貸与する際には医療機器の区分に応じて、許可の取得又は届 出、及び要件を満たした管理者の設置等が必要になります。

【クラス分類による医療機器の区分】

クラス	分 類 1		具体的な機器例	必要な手続き		
IV	患者への侵襲性が高く、 不具合が生じた際生命の危険 に直結する恐れがあるもの	高度	自己血糖測定器、自動体外式除細動器(AED)、ペースメーカー、冠動脈ステント、吸収性縫合糸、中心静脈カテーテル、プログラム式植え込み型輸液ポ゚ンプ等	高度管理医療機器等 販売 (貸与)業		
Ш	不具合が生じた場合、人体へ のリスクが比較的高いと考え られるもの		透析機器、人工骨頭、血管用ステント、ル間管用ステント、放射線治療器, コンタクトレンズ(色つき含む)等	許 可 申 請		
П	不具合が生じた場合でも、 人体へのリスクが比較的低い と考えられるもの	管理医療機器	自動電子血圧計、補聴器、電子 聴診器,家庭用低周波治療器,家 庭用温熱治療器、アルカリイオン整水 器,家庭用マッサージ器,磁気治療器 等	管 理 医 療 機 器 販売(貸与)業届出		
I	不具合が生じた場合でも、 人体へのリスクが極めて低い と考えられるもの	一 般 医療機器	救急絆創膏、水銀毛細管体温 計、ネブライザ、ピンセット等	(許可・届出)不 要		

上記クラス分類に関らず、修理の可否、修理に要する技術レベル、さらに設置する際に組立の必要、 組立に係る管理の必要の有無による分類があり、以下のように区別されています

分 類 2			具体的な機器例	必要な手続き
		器のうち、保守点検、修理その他の管理に専	診断用直線(多方向)X線断層撮	
特定保守管理医療機器	門的な知識及び技能を必要とすることからその適 正な管理を行われなければ疾患診断、治療又は予防		影装置、X線管装置、超音波装	
	に重大	な影響を与えるものとして厚生労働大臣が	置用コンピュータ、赤外線サーモグラフィ	高度管理医療機器等
	楽事・1	食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの	装置、心臓カテーテル用検査装置、	販売(貸与)業
	設置管機器	設置にあたって組み立てが必要な特定保守 管理医用機器であって、保健衛生上の危害 を防止するために当該組み立てに係る管理	眼圧計、新生児モニタ、硬性脊椎	許 可 申 請
			鏡血栓分析装置、自己検査用尿	
	理 器	が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの	化学分析器,人工膵臓等	
特定係	守管理图	リスク区分に応じた申請・届出		

取扱う医療機器の区分が不明な場合は、必ずメーカー等にお問合わせ下さい

〈医療機器の営業所の許可届出の別及び管理者とその取り扱える医療機器の範囲等の概要〉

		分 類	許可届出	管理者 の設置 義務	営業管理者の要件		その他	
					従事 年数	基礎講習	継続 研修	取扱可能な医療機器の範囲
高度管理医療機器		①高度管理医療機器**1 (コンタクトレンス・プログラム高度 管理医療機器を除く)	許可 必要	義務有	3年		必要	制限なし
		②指定視力補正用レンズ (コンタクトレンズ)			1年	必要		コンタクトレンズ 管理・一般医療機器
		③プログラム 高度管理医療機器						プログラム高度管理医療機器 及び管理・一般医療機器
管理医療機器※2	特定管理医療機器	③医療機関向け 管理医療機器	届出必要	義務有	3 年※3	必要	努力	管理医療機器 ^{※2} 一般医療機器
		④補聴器			1年			補聴器、 家庭用・一般医療機器
		⑤家庭用電気治療器						家庭用電気治療器 家庭用・一般医療機器
		⑥プログラム 特定管理医療機器						プログラム特定管理 家庭用・一般医療機器
		⑥家庭用管理医療機器		不要				家庭用・一般医療機器
一 般 医療機器		⑦一般医療機器	不要	不要			一般医療機器	

- ※1 特定保守管理医療機器を含む。 ※2 特定保守管理医療機器を除く。
- ※3 医療機関向けの管理医療機器の販売等に関する業務に3年以上、若しくは高度管理医療機器等の販売等に関する業務 に1年以上の従事年数が必要。

上記の要件の他に営業管理者については…

- ★ 検体測定室における検査で使用される医療機器のみを販売等する営業所に限り、「検体測定室に関するガイドラインについて」(平成26年4月9日付医政発0409第4号厚生労働省医政局長通知)別添「検体測定室に関するガイドライン」第2の12で定める検体測定室の運営責任者である看護師又は臨床検査技師も認められます。
- ★ 他に「厚生労働大臣が指定する者」として、医師、薬剤師、又は大学等で物理学、化学、工学、電気学、機械学等に 関する専門の課程を必要単位数修得した者も管理者として認められる場合があります。詳細については別途ご相談く ださい。